

わくわく倶楽部等潤 重要事項説明

1・事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会医療法人社団 慈生会
主たる事業所の所在地	〒121-0075 東京都足立区一ツ家4-3-4
代表者（職名・氏名）	理事長 伊藤 雅史
設立年月	1974年 10月
電話番号	03-3850-8711

2・事業所の概要

事業所名称	わくわく倶楽部等潤
介護保険事業所番号	1372114221
事業所所在地	〒121-0075 東京都足立区一ツ家4-2-11・1階
電話番号・FAX	電話番号：03-5851-0320 FAX：03-5851-0321
事業所長（管理者）	氏名 藤原 洋美
サービス提供地域	東京都足立区青井・足立1.3.4丁目・綾瀬・加平・北加平町・弘道・島根・神明・神明南・中央本町・西綾瀬・西加平・花畑1～4丁目・東綾瀬・東保木間・東六月町・一ツ家・平野・保木間・保塚町・南花畑・谷中・六月・六町
利用定員	6～7時間：45名

3. 運営の目的及び方針

社会医療法人社団慈生会わくわく倶楽部等潤は、要介護状態の利用者様がその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な通所介護・総合事業通所介護を提供することにより、心身の機能の維持回復を図るものである。また、常に提供したサービスの質の評価を行い、改善に努める。

4. 提供するサービスの内容

利用者様の通所介護計画・総合事業通所介護計画に沿った送迎・身体介護・食事の提供・入浴、生活などに関する相談・助言、健康状態の確認及び機能訓練を実施いたします。

5. 営業日時

営業日	月～土（日曜日、12/31～1/3は休業）
営業時間	8：30～17：00
サービス提供時間	6～7時間 9：15～16：15

6. 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	① 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 ② 利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成すると共に利用者様等への説明を行い、同意を得ます。 ③ 利用者様へ通所介護計画を交付と必要に応じた変更を行います。	常勤 1 名
生活相談員	① 利用者様がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 ② それぞれの利用者様について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	常勤 6 名
看護師・ 准看護師 (看護職員)	① サービス提供の前後及び提供中の利用者様の心身の状況等の把握を行い、必要に応じた措置を行います。 ② 利用者様の病状が急変した場合等に、利用者様の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	非常勤 8 名
介護職員	通所介護計画に基づいて、生活機能の維持又は向上を目指し必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	常勤 13 名 非常勤 3 名
機能訓練 指導員	通所介護計画に基づき、その利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、機能訓練を行います。	非常勤 11 名
管理栄養士	利用者様の栄養状態の管理を行います。	非常勤 1 名

7. 利用料金

当事業所の利用地区分が 1 級となりますので 1 単位につき 10,900 円乗算されます。
 表記は 1 割負担の方の金額となります。

《通所介護基本料金》

通常規模事業所	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
6 時間以上 7 時間未満	584 単位 (637 円)	689 単位 (751 円)	796 単位 (868 円)	901 単位 (982 円)	1008 単位 (1099 円)

《加算項目》

サービス内容	加算内容	単位
生活相談員配置等加算	共生型通所介護を提供し、生活相談員を1名以上配置 地域に貢献する活動を行う	13 単位/日 (14 円)
入浴介助加算 I II	個浴その他の利用者様の居宅状況に近い環境にて入 浴を行った場合	40 単位/日 (44 円) 55 単位/日 (60 円)
中重度者ケア体制加算	中重度の要介護者の受け入れ体制が構築している場合	45 単位/日 (49 円)
生活機能向上連携加算 II	療法士が利用者様の身体状況を評価し、3ヶ月に1回 以上個別機能訓練計画の作成を行う場合	200 単位/月 (218 円)
個別機能訓練加算 I イ I ロ II	所定の個別機能訓練を行った場合	56 単位/日 (61 円) 76 単位/日 (83 円) 20 単位/月 (22 円)
ADL維持等加算 I II III	日常生活動作の機能を維持・向上するサービスを提供 した場合	30 単位/月 (33 円) 60 単位/月 (65 円) 3 単位/月 (3 円)
認知症加算	認知症日常生活自立度がIII以上の利用者様を対象に 特性やニーズに応じたにサービスを行った場合	60 単位/日 (65 円)
若年性認知症利用者受入加算	40～64 歳の利用者様を対象に特性やニーズに応じた サービス提供を行った場合	60 単位/日 (65 円)
栄養アセスメント加算	管理栄養士を1名以上配置し栄養に関するアセスメ ント・相談に応じると共に栄養状態の情報を厚生労働 省に提出する場合	50 単位/月 (55 円)
口腔機能向上加算 I II	所定の訓練や指導を行った場合	150 単位 (164 円) 160 単位 (174 円)
科学的介護推進体制加算	所定のデータを収集・提出。受領しサービス改善を行 った場合	40 単位/月 (44 円)
サービス提供体制強化加算 II	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上	18 単位/日 (20 円)
介護職員等処遇改善加算 I	経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上 配置していること。※所定単位の9.2%を加算	
送迎減算	同一建物に居住する者や同一建物からサービスを利用する 場合	△94 単位 (-103 円)
	利用者様宅と事業所間の送迎を行わない場合	片道につき △47 単位 (-52 円)

《総合事業緩和型通所サービスの利用料金》

		合計単位数	1割負担額
要支援 1		417 単位/回	455 円/回
要支援 2			
サービス提供 体制加算Ⅱ	要支援 1	72 単位/月	78 円/回
	要支援 2	144 単位/月	157 円/回
運動器機能向上加算		225 単位/月	245 円/月
若年性認知症受入加算		240 単位/月	262 円/月
事業所評価加算		120 単位/月	131 円/月

※週 1 回ご利用の場合の 5 回目以降、週 2 回ご利用の場合の 9 回目以降については、基本報酬はかかりません。(加算とその他費用はご請求致します)

※サービス提供時間数は、居宅サービス計画及び総合事業通所介護計画に位置付けられた計画時間数によるものとしますが、利用者様の希望または心身の状況などにより時間短縮する場合は一概ではありません。引き続き計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は通所介護計画の見直しを行います。

※認定前にサービスを提供する場合には、認定後にサービスを見直す必要があります。認定された要介護度に応じて利用料の利用者負担額が異なります。

※自立(非該当)と認定判断された場合には、それまでに利用された利用料は全額利用者様負担となります。

※月平均の利用者様数が定員を上回った場合または従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月のご利用料および利用者負担額は通常の 7 割となります。

※介護保険料の滞納や事故ケアプランなどの事情により、事業者が法定代理受領を行えない場合、上記に係る利用料は全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を発行しますので「領収書」を添えてお住まいの市区町村に居宅介護サービス費の支給申請(利用者負担額を除く)を行ってください。

《その他費用》

食費	昼食代(デザート代金含む)の提供を受けた場合 1 回につき 750 円を頂きます。※利用日前日の 17:00 までにキャンセルの御連絡がない場合は食費実費負担分をお支払い頂きます。
おとなの学校教科書代	1000 円/月(税別)
紙パンツ代	紙パンツの提供を受けた場合、1 回につき 100 円の実費を頂きます。
紙パット代	紙パットの提供を受けた場合、1 回につき 50 円の実費を頂きます。
講座代金	材料費を伴う講座に参加の際の経費に関しては 1 回あたり 100 円または 200 円を頂きます。※料金が異なる場合は事前に同意を得ます。
買い物支援 等	現金持参で直接お支払い頂きます。 現金の管理に関しては自己責任でお願いいたします。

8. 緊急時及び事故発生時の対応

- (1) サービスの提供中に、利用者様の様態の変化などがあった場合は、医療機関及びご家族並びに必要と判断される関係者などに直ちに連絡し、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者様に対するサービスの提供に関して事故が発生した場合には、直ちに利用者様またはご家族の方にご連絡致します。併せて保険者（市区町村）にも連絡し、事故の原因を解明するとともに再発防止の対策を講じます。

9. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無 令和6年12月

10. 各種相談及び苦情・ハラスメントに関する窓口

【事業所】 社会医療法人社団 わくわく倶楽部等潤	受付時間：月～土 8：30～17：00 担当：藤原洋美 〒121-0075 東京都足立区一ツ家4-2-11 TEL 03-5851-0320 FAX 03-5851-0321
【市区町村の窓口】 足立区 権利擁護センターあだち 足立区役所 介護保険課 事業所支援係	TEL 03 (5813) 3551 TEL 03 (6807) 5111

11. その他の重要事項

- ・利用者様の立場にたつてより良い通所介護事業を提供すべく、日常から自己研修と他施設を参考にし、質の改善に努めます。
- ・以下の状況の場合、安全確保のため営業休止または途中帰宅とさせていただきます。
大雪、台風などの天災、感染症発生時
- ・身体または精神的な理由により、通所介護の利用が明らかに困難となった場合は、利用を中止とさせていただきます。
- ・介護サービスの利用にあたって御留意頂きたい事項としての禁止行為を定めております。
 - ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求など性的嫌がらせ行為）
- ・事業者は職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であつて、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難となり、利用者様に対して介護サービス提供が困難となった場合は相当な期間の経過後介護サービス契約を解除することができます。このことにより契約を解除する場合、事業者は介護支援事業所または保険者である区市町村と連絡をとり、利用者様の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業所等の紹介その他の必要な措置を講じます。

利用者甲は上記重要事項の説明を受け、これを了承しました。

説明年月日	20 年 月 日
説明者	
利用者 甲	